

## 富山家庭裁判所委員会（第14回）議事概要

### 1 開催日時

平成22年2月23日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者（五十音順，敬称略）

#### (1) 委員

佐伯欣宣，佐々木外志，柴田秀樹，種部恭子，寺田嶺子，本多利光，前澤功，三谷順子，宮嶋 潔

※ 竹中理比古委員は欠席

#### (2) 事務担当者

白木事務局長，荒金首席家裁調査官，青木首席書記官，河合事務局次長，大場主任家裁調査官，判治総務課長，笠松地裁総務課課長補佐，田中地裁庶務係長

### 4 進行次第

#### (1) 委員の紹介及びあいさつ

#### (2) 委員長を選任

委員の互選により，柴田委員が委員長に選任された。

#### (3) 議事

ア テーマ「離婚訴訟について」の説明

別紙1のとおり

イ 質疑応答及び意見交換

別紙2のとおり

#### (4) 次回テーマ

少年事件の被害者傍聴について

(5) 次回開催期日

平成22年7月7日(水)午後2時00分から

以上

(別紙 1)

テーマ「離婚訴訟について」の説明

1 離婚を中心とした紛争解決の流れ

(1) 離婚紛争に係る家庭裁判所の手続

ア 調停前置主義

イ 人事訴訟が家庭裁判所へ移管された経緯

ウ 家事調停と人事訴訟の相違点

(2) 離婚に付随した申立て

ア 未成年の子の親権者指定

イ 財産分与の申立て

ウ 子の監護に関する処分（養育費）の申立て

エ 年金分割の申立て

オ 離婚に伴う慰謝料の請求

(3) 離婚訴訟の提起

ア 訴状の作成，提出

イ 訴え提起手数料等

ウ 訴状の添付書類

(4) 離婚訴訟の特徴

ア 家裁調査官による事実の調査

イ 参与員の関与

(5) 離婚訴訟の終了等

(6) 富山家庭裁判所における離婚訴訟の動向（アからオまでは，平成 21 年に終了した事件のもの）

ア 人事訴訟事件数及び種類別内訳

イ 離婚訴訟事件の終局区分の内訳

ウ 離婚訴訟事件の審理期間

- エ 離婚訴訟に付随した申立事件数の推移及び種類別内訳
- オ 婚姻中の夫婦間の家事調停事件の終局区分内訳
- カ 平成21年に受理した人事訴訟事件の新受件数及び種類別内訳

## 2 離婚訴訟における家裁調査官の関与

- (1) 家事調停事件と人事訴訟事件における家裁調査官関与
- (2) 家裁調査官の調査について
- (3) 専門的知見を活かした調査とは
  - ア 子の監護状況について調査を受命した場合
  - イ 子どもの現状についての調査を受命した場合
  - ウ 子の意向についての調査を受命した場合
  - エ 親権者の適格性についての調査を受命した場合

(別紙2)

質疑応答及び意見交換 (■委員長 □委員 ▲事務担当者)

- 離婚調停の中で、夫婦が元の鞘に戻って円満に解決するようなケースはあるのでしょうか。
- ▲ 夫婦間の紛争調停の中にも、離婚を求める申立てと、夫婦関係の円満な調整を求める申立てがあり、元の鞘に戻るような場合、円満解決を内容とする調停成立、あるいは、離婚を求める申立ての取下げということで事件は終了します。
- 離婚を求める調停でも、円満同居に至るケースや、婚姻関係を維持しながら、当面の間、別居状態を続けるという形で終了するケースが全体の二、三割程度あります。ただ、一方が離婚を強く求めている状況ですと、円満同居のケースは、全体から見た比率としては少ないといえます。
- 親権者の指定に関し、夫婦双方の経済環境や養育環境に差がないような場合、反対に、いずれか一つの環境が優れているような場合、又は、夫婦のいずれも条件が悪い場合は、どのような判断がなされるのですか。
- 経済環境の優劣については、養育費で補うことができるため、親権者指定の決定的な理由となるケースは、かなり少ないであろうと考えています。夫婦が経済環境、養育環境ともに芳しくないというケースもあると思いますので、相対的な評価を行い、より条件の優れている方に親権者を指定することになります。ただ、この場合、子が両親から虐待を受けているといったケース、例えば、夫婦双方に虐待のようなマイナス要因がある場合は難しい判断になります。
- ▲ 親権者を決める際、子の年齢が一つの判断材料になるかと思います。子が中学生以上くらいになりますと、本人がはっきりとした意思表示をすることもあります。
- 我々は、未成年の子が幸せに育まれていくのかということを目一杯考え、社会福祉の面で、できるだけ多くの選択肢を与えてあげる努力をしなければならないと思います。

□ 富山県の離婚訴訟の事件数は増加傾向にあるのですか。また、一般的な審理期間の目安や、事件が長期化する要因として、どのようなケースがあるか教えてください。

▲ 富山の離婚訴訟の事件数としては、ここ数年間ほとんど変動がありません。

□ 審理期間が1年を超えるケースに多くみられるのは、財産分与が争点になっている事件です。財産分与を行うに当たっては、夫婦の共有財産の特定作業が必要になりますが、共有財産としての不動産の評価額に争いがあると、不動産鑑定士に鑑定を依頼するケースもありますし、例えば会社への貸付金や株式といった、評価額の算出が困難な財産が多く含まれているケースもあります。また、お互いに詳細を知らない財産が存在していることもありますので、離婚訴訟が始まった後に、時間をかけて財産の資料収集を行わなければならないことが長期化の原因となっているものもあります。反対に、調停において、双方とも主張は出つくしたにもかかわらず調停が成立せず、訴訟になってから気持ちの整理ができたことで、証拠収集等の作業を経ることなく短期間で事件が終局することも稀にあり、このような事件が1か月から2か月程度で終局した事件の大半を占めているのではないかと思います。

□ 過去に、夫婦が富山県内と県外に別れて住んでいて、県外に離婚訴訟が提起された案件がありました。このとき、子どもが富山県に住んでいたため、離婚訴訟が係属している家庭裁判所の家裁調査官がこちらに出向いて、当事者の自宅や保育園を訪問し、こちらの裁判所で実施した面接交渉を見て調査報告書を作成されたのですが、当事者であった私の依頼人から、一度面接しただけで分かるものなのかという質問を受けたことがありました。その点について、家裁調査官はどのようにお考えですか。

▲ 離婚訴訟の場合、客観的資料に基づいた調査報告書を作成することが重要であり、1回の調査で判断しかねる事項は、あえて家裁調査官の意見として報告書に記載しないこともあり得るかと思います。調停における調査報告書は、調整的な

意味合いも含まれていますので、家裁調査官の疑問点を調査報告書に記載することで、調停当事者にも一緒に解決策を考えてもらうという作業を行うこともあります。調査報告書の精度については、複雑な事案の場合には共同調査を実施し、例えば、2人の家裁調査官が児童観察室で観察を行い、もう1人の家裁調査官が当事者と遮断された場所でモニターで観察を行い、この3人が意見を交換して客観的事実を認定することもあり、できるだけ精度の高い調査報告書を作成できるよう努力しています。

- 家裁調査官は、試行的面会交流を行う前に当事者から収集した情報を参考にするとということもあります。
- ▲ 調査報告書は、試行的面会交流の場だけでなく、様々な調査方法を複合的に行った上で、科学的知見に基づいて作成されています。
- 離婚の判決後も、裁判所が子の福祉を考慮し、地域の各種機関と連携して、未成年者の育成に関与していくようなことはあるのでしょうか。
- 養育費のように、金銭の支払いを命じた判決がなされているにもかかわらず、その支払を怠っている場合は、申立てにより、家庭裁判所が履行を促すことがあります。しかし、親権者による子の健全な育成を見守る、あるいは支援するといったような関与はしておりません。子を養育している親権者に対し、面接交渉の調停を申立てるといった新たな紛争が発生した場合には、その紛争に関して家庭裁判所が関与しますが、当事者から家庭裁判所に対して何らの申立てがない状態で、家庭裁判所が関与することはありません。
- 判決確定後は家庭裁判所が関与しないということになると、子の福祉に関して不安を感じる場合、家裁調査官としてはジレンマを感じることはありますか。
- ▲ 親権者に対しては、児童相談所のような機関を紹介したりということはありませんが、裁判所としてはそれ以上のことはできません。
- 裁判所における離婚紛争で、どのような状況のときに医師や看護師がその役割を果たすのですか。

- ▲ 裁判所は、当事者にきちんとした意思能力がなければ、当事者間の合意を認めることができないことになっています。したがって、当事者に統合失調症等の精神疾患が原因と考えられる被害妄想的な言動が認められるようなケースでは、精神科医が調停に同席し、当事者の言動を観察して、判断能力を判定してもらうことがあります。
- 当事者が希望する場合、当事者同士が一切の接触をしない形で手続を進めることはできるのですか。
- 調停において、夫婦間にDVの事実が認められるような場合等には、当事者から状況を伺った上で、必要に応じ、当事者同士が顔を合わせないような運営上の配慮をしています。調停が成立する場合も、当事者が同席しないよう、個別に合意した内容を確認するということがありますし、特に調停が不成立となった場合は、一方当事者が裁判所の敷地外に出たことを確認してから他方当事者を帰宅させるなどの配慮をしています。また、離婚訴訟では、通常は代理人弁護士だけが法廷に出頭するのですが、当事者本人に対する尋問を行うような場合には、遮へい措置を行うことで当事者が直接顔を合わせないように工夫しています。
- 私の経験上、高岡支部では、別の階にそれぞれ調停室を設けて当事者に待機してもらい、調停委員が相互の部屋を行き来して主張を聞き、調停が成立する際には、それぞれの部屋で当事者に意思確認を行うことで、当事者が直接顔を合わせないような工夫がなされています。
- 万が一にも、当事者が直接顔を合わせることで、本人が精神的にダメージを受けるといふことがあるので、そのような事態にならないような工夫はしていますが、事前の情報提供がないと、裁判所も何らの措置を講じることができませんので、裁判所に申立関係書類を提出していただく際に留意事項として事情を記入してもらっています。
- 経済的な理由で離婚手続に踏み切れない人のために、裁判所が相談に応じるようなシステムはあるのですか。



- ▲ 家庭裁判所の受付窓口で手続案内を行って対応していますが、具体的なアドバイスを求められるような案件は、法テラスや弁護士会等を紹介しています。
- 弁護士会では、有料相談を随時、無料相談も適宜行っています。
- 調停委員や参与員は、特定の委員が長期間務めることになるのでしょうか。また、人材はいるのでしょうか。
- ▲ 参与員の給源については、調停委員の中から選ぶこともあれば、社会保険労務士会や商工会議所等の各種団体に推薦を依頼して選ぶこともあります。参与員の任期は1年ですが、特別な事情がない限りは、ある程度の期間継続してお願いしています。
- 参与員は、名の変更申立てにおいて変更の可否を検討したり、成年後見人が、適正に財産管理を行っているかチェックを行ったり、人事訴訟以外の事件も担当しています。調停委員は、一定期間内にある程度の事件を担当していただけるという前提でお願いしており、健康上の理由で職務の継続が困難である場合には、任期の満了とともに再任しないという形で対応しています。
- 一般の方は、裁判所は縁遠い場所で、できれば利用したくない場所、専門用語が多く分かりづらいというネガティブな印象を抱いている感が否めないのではないのでしょうか。しかし、一般の方が様々な事情から利用しなければならない重要な機関であることも事実である以上、裁判所には、人生を再スタートできる場所という、ポジティブで優しく暖かい印象を与えるような工夫をしてほしいと思います。
- 家裁調査官が努力して得た情報が、他の機関との連携がなされないことで生かされていないというのが非常にもったいない気がします。離婚紛争の中で見受けられる児童虐待というのは次世代にも引き継がれやすいので、そういった悪循環をどこかで断ち切るためには、関係機関相互の情報共有が不可欠だと思います。裁判所には、そういったシステムの構築を考える際の中心的な存在になってもらいたいと思います。

- 裁判所として、国民との心理的距離をより縮める努力が必要ではないかと思えます。
- 一般の方が、どのような機関に行けば家庭裁判所を紹介してもらえるのかすぐに分かるような整備をしたらよいのではないのでしょうか。
- 家庭裁判所には、離婚の判決後、児童虐待防止など子の福祉のために、各種機関が連携できるシステムを構築するきっかけとなる役割や働きかけを期待します。
- 看板には「裁判所」という表示しかなく、家庭裁判所かどうかが分かりませんでした。地域の住民や子ども達が裁判所の前を通ったとき、社会において重要な役割を担っている家庭裁判所という機関があるのだと分かるような、親しみの持てる看板等を設置すると良いのではないかと思います。
- 各地の弁護士会では、裁判所を利用することなく、かつ、比較的安価に紛争を解決できるADR（裁判外紛争解決機関）の整備が進んでいますので、紹介したいと思えます。